納稅協会

May 2017 **No.242**

平成29年5月

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 公益財団法人 納税協会連合会 TEL 06-6135-4062 (編集部直通) FAX 06-6135-4056 (//)

納税協会ホームページURL https://www.nouzeikyokai.or.jp



MONTHLY NEWS

公認会計士·税理士 新名貴則

平成27年度分 会社標本調査の調査結果を公表

● 交際費の損金不算入割合は引き続き減少 国税庁

活動中の内国普通法人について、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了した各事業年度の実態をまとめた「会社標本調査」の調査 結果を国税庁が公表しました。この中では、法人数、利益計上法人と欠損法人の数と割合、交際費等や寄附金の支出額等の項目について、調査結果が明らかにされています。

➤ 欠損法人は6年連続減少

利益を計上している法人数は5年連続で増加、欠損法人数は6年連続で減少しています。また、全法人に占める欠損法人の割合も6年連続で減少しています。

年度	利益計上法人数	欠損法人数	合計	欠損法人の割合
H26	876,402社	1,729,372社	2,605,774社	66.4%
H27	939,577社	1,690,859社	2,630,436社	64.3%

> 交際費等の支出額は増加

交際費等の支出額は4年連続で増加しています。ただし、「接待飲食費の50%損金算入」や「中小企業の年800万円損金算入特例」等の影響により、 平成20年度には約50%であった損金不算入額の割合が、約26%まで減少しています。

年度	交際費等の支出額	損金不算入額	損金不算入額の割合
H26	32,505億円	8,919億円	27.4%
H27	34,838億円	9,065億円	26.0%

平成29年の地価を公示

● 全国平均では2年連続上昇 国土交通省

国土交通省は平成29年3月21日、「平成29年地価公示について」を公表し、平成29年1月1日時点の地価が公示されました。地価は、地価公示法に基づき国土交通省の土地鑑定委員会が毎年1回公示する標準地の価格です。

地価公示結果によると全用途の地価の全国平均は、 2年連続の上昇となっています。また、大阪圏における府県別の地価の変動率は右表のとおりです。

●大阪圏の府県別地価変動率

	住宅地		商業地	
	平成28年	平成29年	平成28年	平成29年
大阪府	0.0%	0.0%	4.2%	5.0%
兵庫県	0.4%	0.2%	1.9%	2.6%
京都府	0.1%	0.3%	4.1%	5.5%
奈良県	△0.3%	△0.4%	0.0%	0.0%
大阪圏全体	0.1%	0.0%	3.3%	4.1%

※ 平成28年:平成27年1月1日から平成28年1月1日の変動率 平成29年:平成28年1月1日から平成29年1月1日の変動率

4月1日より異動届等の提出制度が変更

● 法人設立届出書等への登記事項証明書の添付が不要に 国税庁

平成29年度税制改正により、平成29年4月1日以後の異動届等の提出制度が改正されています。

- ➤ 法人設立届出書等の提出時に、登記事項証明書の添付が不要となりました。
- ▶ 以下の対象届出書等を提出する場合、異動後の所轄税務署への提出が不要となりました。

届出書	改正前の提出先	改正後の提出先
法人税・所得税の納税地の異動届	異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長	異動前の納税地の所轄税務署長のみ
所得税の納税地の変更届※	変更前及び変更後の納税地の所轄税務署長	変更前の納税地の所轄税務署長のみ
個人事業の開廃業届	納税地及び事業所所在地の所轄税務署長	納税地の所轄税務署長のみ
給与支払事務所等の移転届	移転前及び移転後の納税地の所轄税務署長	移転前の納税地の所轄税務署長のみ

※ 納税地を住所地から事業所所在地に変更する場合等の届出

今後の 税制をめぐる政府等の動き 国会

平成29年3月27日の参議院本会議において、平成29年度税制改正法案(「所得税法等の一部を改正する等の法律案」及び「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案」)が可決され、3月31日には税制改正関連法及び政令・省令が公布されました。施行日は原則として平成29年4月1日です。

この中では、「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し」、「所得拡大促進税制の見直し」、「研究開発税制の見直し」及び「事業承継税制の見直し」などについて規定されています。